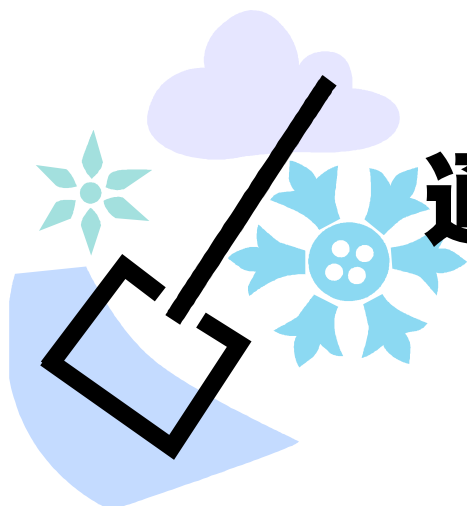


季節労働者を雇用する事業主の方へ



# 通年雇用助成金 のご案内

**助成金を積極的に活用し、季節労働者の通年雇用を促進しましょう。**

北海道、東北地方など気象条件の厳しい積雪寒冷地において、季節的業務に従事する労働者を、さまざまな就業形態により冬期間も離職させず、継続して雇用した指定業種の事業主の方に助成金を支給します。

※本助成金は、全額事業主負担である雇用保険二事業で行われています。

賃金助成 一人当たり  
最高 **71** 万円

## 指定地域（13道県）

全市町村指定 = 北海道、青森、岩手、秋田

一部の市町村指定 = 宮城、山形、福島、新潟、富山、石川、福井、長野、岐阜

## 指定業種

①建設業 ②林業 ③採石業および砂・砂利または玉石の採取業 ④水産食料品製造業 ⑤野菜缶詰・果実缶詰または農産保存食料品の製造業 ⑥一般製材業 ⑦セメント製品製造業 ⑧特定貨物自動車運送業 ⑨建設用粘土製品（陶磁器製のものを除く）の製造業 ⑩建設現場において据付作業を行う「造作材製造業（建具を除く）」「建具製造業」「鉄骨製造業」「建設用金属製品製造業（鉄骨を除く）」「金属製サッシ・ドア製造業」「鉄骨系プレハブ住宅製造業」「建築用金属製品製造業（サッシ、ドア、建築用金物を除く）」「畳製造業」 ⑪農業（畜産農業および畜産サービス業を除く）

## 対象となる事業主

指定地域で、「指定業種」に属する事業を行う雇用保険適用事業主の方

## 賃金・移動経費の助成

季節労働者を対象期間（12月16日から翌年の3月15日）中、以下の形態で継続雇用し、かつ対象期間の翌年度の12月15日まで継続して雇用することが見込まれるとき、賃金・移動就労経費の助成が受けられます。

- ① **事業所内就業**……同一の事業所で継続雇用
- ② **事業所外就業**……他の事業所に配置転換、労働者派遣、在籍出向等
- ③ **業務転換**……同一の事業所内で季節的業務以外の業務へ転換（※移動就労経費は除く）

## 対象となる季節労働者

(1)対象期間の属する年度（以下、「当該年度」という。）の9月16日以前から雇用され、当該年度の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる人（一定の要件があります）

(2)業務転換の場合は、次のAまたはBに該当する人が対象となります。

A 当該年度の対象期間中に業務転換を開始する場合は、上記(1)と同様です。

B 対象期間以外に（当該年度の12月15日以前に）業務転換を開始する場合は、業務転換開始日に支給対象事業所に3カ月以上継続雇用されていて、当該年度の3月31日までに雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる人（一定の要件があります）。

●次の①から②までのいずれかに該当する人は対象から除かれます。

- ①管理監督的業務に従事する人、または事務など季節の影響を直接受けない業務に従事する人
- ②出稼就労を常態とする人

●申請の対象となる労働者のすべてについて、助成金を受けられるとは限りません。算定式と優先順位に基づいて決められた人数を選出してください。

### 助成金の支給対象となる労働者

申請の対象となる労働者のうち、

- ① 支給額の高い者
- ② 申請回数の少ない者

の順に、次の式により求められた人数に達するまで選択した労働者です。

#### 算定式

支給対象となる労働者の数

＝申請時の対象労働者の数－（**基礎数**－当該年度の3月15日現在の継続雇用労働者の数）

**基礎数**とは、

- ① 昭和59年以降、初めて支給を受けようとする場合、または過去に助成金の支給を受けたことがあるが、直前3年間以上にわたって助成金の支給を受けたことがない場合は、当該年度の12月15日現在における継続雇用労働者の数。
- ② ①以外の場合は、前年までに支給が確定した労働者数により、一定の式で算出されます。

## 支給回数・支給額

- 事業所内就業及び事業所外就業の場合、対象労働者1名につき継続して3回まで支給します。
  - 新規継続労働者（1回目）……………対象期間中の支払賃金額の2/3の額（71万円を限度）
  - 継続（2回目）・再継続労働者（3回目）…対象期間中の支払賃金額の1/2の額（54万円を限度）
  - ※65歳以上の方も申請対象労働者の要件を満たしていれば継続（2回目）・再継続労働者（3回目）として申請することができます。
  - 労働者の移動就労に要する経費の助成
- さらに、事業所内就業および事業所外就業のどちらにおいても、冬期に指定地域外で請負により指定業種に属する事業を行い、対象労働者を就労させ、その労働者の移動に要する経費を負担した場合には、移動に要した経費の助成が受けられます（令和7年3月15日までの暫定措置）。

### 助成対象となる移動就労経費

- (1)交通費（移動に伴う往復の交通費）
- (2)宿泊費（移動に伴う宿泊費。就労準備期間中や就労中、および就労終了後の移動準備期間中などの宿泊費は除きます）

### 助成される額

事業主が負担した経費の合計額について、対象となる労働者一人につき、移動距離に応じて支給されます。

移動距離	支給限度額 (往復分)
400km以上 800km未満	30,000円
800km以上 1,200km未満	60,000円
1,200km以上 1,600km未満	90,000円
1,600km以上 2,000km未満	120,000円
2,000km以上	150,000円

- 業務転換の場合は、業務転換を開始した日から起算して6カ月の期間について、事業主の方が支払った賃金額の1/3の額（71万円を限度）を支給します。

## その他の助成

賃金・移動就労経費の助成のほかにも、各種の助成があります。

### ●休業助成

季節労働者を継続雇用したものの、やむを得ず休業させた場合  
対象労働者1名につき事業所内・外就業の申請回数3回のうち、2回まで支給されます。  
(事業所内・外就業か休業かのいずれかを選択することとなります。令和7年4月30日までの暫定措置)

- 1回目…休業期間中の支払休業手当と対象期間中の支払賃金額（休業手当除く）の合計額の1/2の額
- 2回目…休業期間中の支払休業手当と対象期間中の支払賃金額（休業手当除く）の合計額の1/3の額

注1) 休業期間：当該年度の1月1日から翌年度4月30日

注2) 限度額：新規継続労働者の場合「71万円」、継続・再継続労働者の場合「54万円」

### ●職業訓練助成

冬期間継続雇用している季節労働者に職業訓練を実施した場合  
対象労働者1名につき事業所内・外就業の助成に加えて、3回まで支給されます。

- 季節的業務の訓練の場合……………対象労働者1名につき事業主が支払った費用の1/2の額（3万円を限度）
- 季節的業務以外の訓練の場合…対象労働者1名につき事業主が支払った費用の2/3の額（4万円を限度）

### ●新分野進出助成

季節労働者を継続雇用するために、新分野の事業所を設置・整備した場合

- 事業所の設置・整備に要した費用の1/10の額（500万円を限度、継続して3回まで同額を支給）

# 支給までの流れ

## →事業所内就業、事業所外就業の場合

業務転換の場合は、業務転換開始日から1カ月以内に  
通年雇用届（業務転換用）の提出が必要など、支給までの流れが異なりますので、ご注意ください。

### 労働者

#### ①対象となる労働者の継続雇用

##### <対象となる労働者>

季節労働者

9月16日以前から雇用され翌年の1月31日において雇用保険の特例一時金の受給資格を得て、支給を受けることが見込まれる人

注) 以下の人は除かれます。

- 管理監督的業務に従事する人、または事務など、季節の影響を直接受けない業務に従事する人
- 出稼就労を常態とする人

### 事業主

申請書類は、必ず期限内に提出してください。

#### ②通年雇用届の提出 (12/16～1/31)

- 移動就労に係る請負事業実施状況確認書の提出

##### 提出書類

- 通年雇用届
- 対象労働者申告書  
(通年雇用届添付)
- 労働者名簿
- 継続雇用労働者名簿(12/15現在)  
(新規利用事業所のみ)
- 移動就労届 など

#### ③支給申請書の提出 (3/16～6/15)

##### 提出書類

- 支給要件確認申立書
- 支払方法・受取人住所届
- 支給申請書
- 対象労働者申告書(支給申請書添付)
- 出勤簿・賃金台帳
- 継続雇用労働者名簿(3/15現在)
- 労働者名簿
- 移動就労経費の支払実績を明らかにする書類 など

※○印は、移動就労を行う事業所のみ提出

### ハローワーク(公共職業安定所)

#### ④支給申請書送付

- 対象期間に支払った賃金の2/3(71万円を限度)
- 2回目、3回目は賃金の1/2(54万円を限度)
- 移動就労は、最高15万円

### 各道県労働局

#### ⑤支給(不支給)決定通知

#### ⑥支給(指定口座へ入金)

詳細は、最寄りのハローワーク(公共職業安定所)にお問い合わせください。